

感染拡大防止対策について（令和4年3月7日改正）

○ 原則、各校の感染状況（[A]～[C]）に応じた対策を実施する。

[A]感染者※が発生した日（陽性判明日）の翌日を起算日とし、1週間経過していない学校

[B]1週間以上、感染者※が発生していない学校

[C]2週間以上、感染者※が発生していない学校

※ ここでいう感染者には「感染可能期間に当該校の児童生徒等及び教職員との接触がない者」は含まない。

○ 取組の期間

令和4年3月8日（火）から当面の間

3月8日～14日：[B]…過去1週間（3/1～3/7）に、感染者※がない場合

3月15日～：[C]…さらに1週間（3/1～3/14）に、感染者※がない場合

1 「レベル2」による対応が必要な事項等について

(1) 発熱や咳等の風邪症状がある場合等には登校しないことの徹底（マニュアルP22）

感染状況：[A][B][C]

- ・ 発熱や咳等の風邪の症状がある場合には、児童生徒等も教職員も、自宅で休養すること。
- ・ 同居家族に発熱や咳等の風邪症状が見られる場合も、登校させないようにすること。

(2) 登校時の健康状態の把握（マニュアルP22）

感染状況：[A][B][C]

- ・ 登校時に、検温結果の確認及び健康状態（同居家族の健康状態も含む。）の把握を、校舎に入る前に行うこと。

※ 必要に応じて教育委員会から配付したサーマルカメラ（幼稚園除く。）や非接触型体温計を活用すること。

(3) 休み時間中の行動（マニュアルP57）

感染状況：[A][B][C]

- ・ トイレ休憩については、混雑しないよう動線を示して実施すること。また、廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの指導をすること。
- ・ なお、事業所で同じ洗面所で同じ時間に複数人が歯を磨いていて、感染拡大に繋がった可能性もある事例も発生していることから、昼食後の歯みがき指導の実施にあたっては、学校歯科医と連携して対応すること。

※ 令和2年5月28日付け通知「新型コロナウイルス感染症に対応した学校における「昼食後の歯みがきの実施について」参照

(4) 各教科（マニュアルP50～52）

感染状況：[A][B][C]

授業は、原則対面とし、臨時休業等によりオンライン授業の配信が必要となった場合には、児童生徒等の家庭の通信環境等に留意し、通信環境が整わない児童生徒等がいる場合には関係課と連携すること。

感染状況：[A]

各教科における感染リスクの高い次の活動については、停止すること。

感染状況：[B][C]

各教科における感染リスクの高い次の活動については、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施すること。

【感染リスクの高い活動】

- ・ 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・ 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

2 登下校時を含めたマスクの着用について（マニュアルP40、55）

感染状況：[A][B][C]

- ・ 登下校時を含め、マスクを外す機会をできるだけ少なくすること。ただし、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合は、マスクを外すこと。
- ・ やむを得ずマスクを外す態様をとる場合でも、他者の接触や会話を控えること。
- ・ 食事時間などマスクを外す場面では、感染リスクが高まるため、黙食を徹底し、感染症予防に取り組むこと。
- ・ 登下校時に、飲食をしながら会話した際に感染が広がることを防ぐため、会話を控え、人との接触を避ける観点から、すみやかな帰宅を促すこと。

3 部活動の実施について（マニュアルP52～54）

実施に当たっては、次のことを徹底するとともに、感染状況に応じた対策を講じること。

感染状況 [A] [B] [C]

- ・ 実施に当たっては、生徒の体調面に配慮すること。
- ・ 公式戦の参加に当たっては、大会事務局が示した感染防止マニュアルを厳守し、大会への参加を必要最小限の人数とすること。
- ・ 活動の前後においても3密を避け、健康観察を行った上で、部室や更衣室等に入る人数を制限し、少人数・短時間で更衣をさせること。また、室内の換気扇を常に回すなど換気を徹底すること。
- ・ 部活動終了後に生徒同士で飲食をすることがないように指導するなど、部活動の内外を問わず感染症対策を徹底すること。
- ・ 運動部活動中の飲料水は各自で持参させ、回し飲みやコップの使いまわしなどを行わないよう指導を徹底すること。
- ・ 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認すること。
- ・ 生徒が使用するタオルや用具などの私物の取り違えや貸し借りをしないよう指導すること。

感染状況 [A]

マニュアルに記載してある、「全体を通じての留意事項」を踏まえ、感染防止対策を徹底した上で、活動を平日（週休日及び休日を除く日をいう。）のみとし、短時間（1時間程度）での活動とすること。また、活動に当たっては、特に次の点に留意すること。

- ・ 密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動や、向かい合って発声したりする活動など感染リスクの高い活動は行わないこと。
- ・ 他校との合同練習や練習試合等の企画・実施は、行わないこと。ただし、やむを得ず実施する場合には、学校長の認める最小限の活動とし、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を講じること。

感染状況 [B]

マニュアルに記載してある、「全体を通じての留意事項」を踏まえた上で、感染防止対策を徹底し、平日及び週休日（土日のいずれか）の短時間での活動とすること。また、活動に当たっては、感染状況 [A] と同じ対策を講じること。

感染状況 [C]

マニュアルに記載してある、「全体を通じての留意事項」を踏まえた上で、感染防止対策を徹底し、短時間での活動とすること。また、活動に当たっては、特に次の点に留意すること。

- ・ 密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動や、向かい合って発声したりする活動など感染リスクの高い活動は慎重に実施を検討すること。
- ・ 他校との、合同練習や練習試合等の企画・実施については、その必要性を十分に検討すること。実施する場合は、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を講じること。

4 学校行事等について

感染状況：[A][B]

- ・ 県境を越える移動は、移動先の感染状況や都道府県が出す情報などを確認して、当該都道府県内のリスクが高い地域との往来はできるだけ控えること。特に緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域との往来は、最大限、自粛すること。
- ・ 緊急またはやむを得ず行わなければならない行事以外は、延期すること。行事を実施する際には、感染症対策等を十分に講じた上で実施すること。
- ・ その他、会議や会合、集会等の実施については、「3つの条件（①換気の悪い密室空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる）」を避けることを徹底できるかどうか判断した上で決定すること。

感染状況：[C]

- ・ 県境を越える移動は、移動先の感染状況や都道府県が出す情報などを確認して、当該都道府県内のリスクが高い地域との往来はできるだけ控えること。特に緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域との往来は、最大限、自粛すること。

5 給食等の食事をとる場面について

感染状況：[A][B][C]

- ・ 児童生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底すること。
- ・ 会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにせず、黙食を徹底すること。

6 体調不良の児童生徒等への対応について（マニュアルP23）

感染状況：[A][B][C]

- ・ 学校教育活動中に、児童生徒が発熱や咳等の風邪症状を訴えた場合や、教職員等がそうした症状に気付いた場合は、安全に帰宅できるよう、保護者の来校まで学校にとどまる必要があるケースもあるが、その際には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機さ

せるなどの配慮をすること。また、保健室については外傷や心身の不調など様々な要因で児童生徒等が集まる場所であるため、発熱等の風邪症状のある児童生徒等が他の児童生徒等と接することのないようにすること。

- ・ 登下校時に発熱等の風邪の症状が見られる場合には、必要に応じて保護者に迎えに来てもらうなど、当該児童生徒等を安全に帰宅させるとともに、自宅で休養するよう指導すること。

7 新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見・いじめ等の防止について

- ・ アンケート調査や個別の教育相談等を随時行い、不安や悩みを抱える児童生徒の早期発見に努めること。悩み等を抱えていることを把握した場合は、教職員が共有した上で保護者と密接な連携を図り、スクールカウンセラー等による支援など、心のケアを行うこと。

8 新型コロナウイルス感染症予防に関する指導について

保護者等と連携を図りつつ、日常の学校教育活動全体を通じて、児童生徒に感染症予防に関する指導の充実を図ること。

【参考】

教育委員会 LAN システム

「書庫 5. 教育活動

1. 総括 新型コロナウイルス感染症対策に関する指導案事例集」

9 新型コロナウイルスワクチン接種について

次の点について、引き続き全教職員に徹底すること。

- ・ ワクチンの接種は強制ではないこと。
- ・ 周囲にワクチン接種を強制してはいけないこと。
- ・ 身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること。また、その判断は尊重されるべきこと。

また、ワクチン接種の有無等を確認する行為は、同調圧力を生むおそれがあり、いじめ等につながりかねない不適切な行為であることから、ワクチン接種の有無等の確認を行わないこと。